

# W. N. J. ニュースレター No.28

発行 ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン Workers' Collective Network Japan 2007 12 30  
東京都世田谷区赤堤 4-1-6 赤堤館 代表藤木千草 Tel 03-3325-3720 Fax 03-3325-7955  
ホームページ: <http://www.wnj.gr.jp> Email [info@wnj.gr.jp](mailto:info@wnj.gr.jp)

「第8回ワーカーズ・コレクティブ全国会議 in 熊本」開催される ~ ~ ~ ~ ~

## さあ がまだすばい 地域・世代をこえて働く場づくり ワーカーズ・コレクティブが誕生して 25 年

~ ~ ~ ~ ~

2007年11月17日(土)~18日(日)、2年に1回開催しているワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン(WNJ)の全国会議を熊本市国際交流会館・熊本市市民会館で開催し、380名(2日間でのべ約600名)の参加があり、各プログラムで熱心な討議が展開されました。

1日目は6つの分科会、「ワーカーズ・コレクティブ入門」「法制化」「障がいのある人との働き方」「子育て支援」「福祉」「連合組織のあり方」が行われ、2日目の基調講演では熊本学園大学社会福祉学部の花田昌宣教授に、日本で社会的経済を实践するワーカーズ・コレクティブへの期待を話していただきました。午後は公募企画の6つのワークショップ(ワーカーズ・コレクティブの経営分析・認知症の人にやさしい地域づくり・絵本読み聞かせとわらべうた実習研修会・フリートーク「福祉」「連合組織」「生協の配送業務」)の後、再度全体で集まり、別掲の4項目の推進を確認しました。



(基調講演をする花田昌宣教授)

1. ワーカーズ・コレクティブを規定する法律を制定し、ワーカーズ・コレクティブを増やす。
2. ワーカーズ・コレクティブの連携を更にすすめて、中間支援組織である連合組織の活動を拡充する。
3. 子育て支援や家事援助・介護などあらゆる地域福祉の充実をめざし、連携して社会のしくみづくりをすすめる。
4. 若い世代・団塊の世代・障がいのある人たちがワーカーズ・コレクティブで働くことを拓げる。

今回はワーカーズ・コレクティブの誕生25周年であり、グリーンコープ生協が母体となってワーカーズ・コレクティブ運動をすすめている九州での初めての開催でした。

また、昨年、ワーカーズ・コレクティブの研修に来日した韓国生協連合会ワーカーズ・コレクティブ研究会に参加を呼びかけ、たすけあいワーカーズの結成を目指しているセ・ウギョクさんを招聘することができ、海外でのワーカーズ・コレクティブ運動の拡がりも実感することができました。

19日はオプションツアーとして3つのコース(市内ワーカーズ見学・阿蘇・水俣)に80名が参加し、それぞれ新たな発見や出会いがありました。詳しくは後日発行する記録集で報告いたします。(WNJ代表 藤木千草)

# 「協同労働の協同組合」の 法制化運動

ワーカーズ・コレクティブ法の実現を目指して  
いよいよ 1 月に国会へ請願提出！

9 月より「協同労働の協同組合法」の制定に賛同する署名活動を行ってきましたが、いよいよ来年の 1 月に国会へ請願を提出することになりました。また同時に国会議員の議員連盟を立ち上げ、会長に坂口力元厚生労働省大臣が就任予定です。ワーカーズ・コレクティブ法をつくる会会長の天野正子さんも呼び掛け人になっていただきました。賛同署名は 12 月 21 日現在 5188 団体（市民会議 5011、WNJ 177）集まりました。なお団体署名は 3 月 31 日まで行いますので、それぞれ地

~~~~~

## 大河原雅子さん国会初質問

(民主党、参議院議員)

ワーカーズ・コレクティブ法の必要性を質問 検討するという答弁を引き出す

7 月の参議院議員選挙で東京都でトップ当選した大河原さんが参議院厚生委員会で初めて質問をしました。働く人が不利益にならないようにという視点での質問の最後に、ヨーロッパ諸国にある「社会的協同組合法」について言及しながら、「こうしたコミュニティ労働を市民が提供する公共サービスというふうに認めた上で、そして働くことによる社会参加と積極的に位置づける法律の整備が必要だと私は確信しております。現在日本の各地でこうした働き方をしている方々が地域を支えています。東京でも、また日本中で、ワーカーズ・コレクティブという形ですでに形成されているグループが多数ございます。(略)持続可能な働き方、人間らしい働き方を実現する法整備、是非とも進めていただきたいと。国民的な議論が必要だとおっしゃっていましたが、仕組みの法制化については必要という風に

域で活動している N P O 団体や任意団体に呼び掛けて署名を集めましょう。法案要綱も検討会を 5 回開催し、請願と同時に提出する要綱案の内容も大体固まりました。論点は **法案の名称をどうするか。もっといい名前がないか(募集中です!)**

**労災保険の問題** 今まで「雇用関係がない」という理由で労働 3 法の適用からはずされていましたが、憲法、及び労働法において「雇用された労働者」だけに限定するという根拠がなく労働者一般に適用できるとの判断立ち、法文に入れる。

**連合会の問題** 全国の連合会は複数あっていいと思っていますが、要綱案にもっとはっきり記述する必要があるのではないかと。全国非営利協同基金の管理との関係もある。

**組合員の権利義務の問題** 組合員を従事組合員(仕事に従事する者)と支援組合員(無償ボランティア、利用組合員、出資組合員、地域団体)とに分け複合的に構成することができるようにしている。その際のそれぞれの組合員の権利と義務に関してもっと議論する必要がある。

お考えというふうには受け取ってよろしいでしょうか。」これに対して舛添大臣の答弁は「あえていえば従属関係のなかでいかに労働者の保護を図るかという形での今回の労働契約法であろうと思うんです。その時に今言った関係がない形で、自ら使用者であり、自ら労働者であるという形の形態であった時に、じゃどういう形で労働者保護を図るんだろうかというのは、これはやっぱり法的にもう少し検討しないといけない問題かなということがございます。」と検討するという答弁を引き出しました。

発行しました！

「共に働く」  
ワーカーズ・コレクティブの「人にやさしい」  
働き方事例紹介

A 5 版 63 頁  
定価 500 円

申込は WNJ へ

